

様式1

高知県職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

令和 5 年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱に基づき、高知県工業振興課により補助事業者である公益財団法人高知県産業振興センター(以下、「産業振興センター」という。)に対する杜撰、不適切な行政指導によって、高知県補助金交付規則等の趣旨(※補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化等)を逸脱する不当な公金の支出が行われたと認めるため、地方自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項の規定に基づき、高知県の被った損害回復のため、関係職員への損害賠償を請求する

1. 返還対象補助金

令和 5 年度の高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱に基づき産業振興センターを通じて株式会社野村興産(以下、「野村興産」という。)に支出した補助金2500万円

2. 返還請求理由

野村興産は、香南市周辺で産業廃棄物の取集運搬業を行っていたが、令和 5 年 7 月頃、産業廃棄物の中間処理事業に進出するため、産業振興センターが実施する令和 5 年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要領に基づく補助金を活用した焼却炉の整備と廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び高知県産業廃棄物処理指導要綱(以下、「指導要綱」という。))に基づく処理業許可の一体的取得を目指した。

ところが、指導要綱第 6 条第 2 号に定める地域住民 1 名(以下、「同意対象者」という。)の同意が得られなかった。

そこで、野村興産は、令和 5 年 7 月 9 日と 11 日に同意対象者とは関係ない施設計画敷地境界から 300m 外の 2 者から「計画についての説明書 & 誓約書」を取得し、同項同号に定める 2/3 の者の同意を得たと偽計し県環境対策課に提出した。(※西側の対象外 2 者を同意対象者とするために、計測起点を進入路入口として 300m を計測、南側は、空き家)

その後、野村興産は、同意対象者から令和 5 年 11 月 4 日付で「説明ききました」との記載を得たことから、この書面に「周辺住民説明に関する追加報告」を添付し、同意書と称して、県環境対策課に提出した。

令和 6 年に入り、地域で野村興産への不信、不安が高まる中、同意対象者は自身の記載した内容が同意書として扱われていることを知り、令和 6 年 4 月 27 日付で、「説明ききました」との記載は「同意したものではありません。」との書面を送付し、更に法的な否定が必要と考え、同年 6 月 15 日付、民法第 96 条第 1 項の規定に基づき「意思表示の取り消し通知」を送付せざるを得なかった。

この取り消し通知と前後して、野村興産は、既に提出済みの「周辺住民説明に関する追加報告」の内容を書き直し、「説明を聞いて同意したと書くから…」との虚偽記載を追加して県環境対策課の公文書(書面)を差し替えた。

このように同意対象者や地域住民の理解が得られない状況が続き、処理業許可に係る事務が遅延した。

一方、令和 6 年 2 月 1 日付の高知新聞に「土佐市に産廃施設計画 住民不安視業者は安全性強調」との見出しで産廃記事が掲載されたことを受け、県工業振興課と産業振興センターが協議した同年 2 月 6 日付、「土佐市での廃棄物処理施設について」の書類によると、補助金審査に最も重要な「許認可手続きの完了」と「周辺住民の同意」を除外している。これでは、全く「実現可能性」の審査が出来ないこととなる。

また、「サービスの新規性」については、野村興産の補助申請内容は、他事業への進出であり、かつ産廃中間処理は単純焼却であるため、新規性など全く無い。「市場性」等についても、循環型社会形成の国策に反するのみならず、SDGs 社会の中で、CO2の発生及び PM2.5 やダイオキシン類の公害が懸念される焼却処理であるため、発注者(産廃発生者)のイメージにも影響するため、そのニーズ、市場性は限定的である。

このように、産業振興センターの補助金審査は実質、無審査状態だったと推察される。

なお、特筆すべきは、事業計画名である。補助申請内容とは無関係の「環境循環型社会の実現」を謳った計画は、中身の無い、偽計看板だと指摘せざるを得ない。

令和 5 年 12 月 7 日、2 基の煙突が突如出現し、地域住民の疑問と不安が渦巻いた。

指導要綱第 3 条第 2 項は、地域住民への事前説明を義務付けているが、野村興産は、煙突は「設置許可の要らない自家処理用である。」との風説を流布し、その責務を逃れて来た。

そのため、12 月 28 日(※焼却炉搬入設置は 12 月 7 日)に土佐市から要求があるまで、地元説明を行う考えが無かったのである。

更に、住民の諦めムードを醸すため、「既に許可が出ることが決まっているが」と前置きして住民説明会の案内を行った。

さて、高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付事務について、県環境対策課も認めて来た中間処理事業用焼却炉の自家処理用への転換については、補助金はそもそも処理業運営のためのものであり、自家処理用焼却炉への補助金交付はできない。

野村興産の焼却施設「処理フロー」書類では、既に令和 5 年 9 月 3 日の段階で、公的に自家処理用焼却炉の建築計画を進めていた。

こうした状況下において、県工業振興課は、県環境対策課の処分業許可事務の進捗状況を把握し、密に連携し万全の対応を行うべき事案である。

しかしながら、工業振興課は、高知県補助金交付規則第 9 条規定による「施設の他の用途への使用禁止」や第 10 条の「状況報告、調査及び指示」、第 13 条の「是正指示」及び第 19 条の「目的外使用に関する知事の承認」行為等、必要な対応、措置を採らず、漫然と補助金交付事務を進めた。

また、同課は、野村興産の中間処理業許可が出ない場合に備えて、産業振興センターが発する補助金交付決定通知に補助金返還条件を付ける指導もしていない。

以上のことから、県工業振興課は、高知県補助金交付規則に基づいた適正な予算執行を怠っていたと言わざるを得ない。

2 請求者

住所 土佐市宇佐町井尻226番地2

氏名(自署)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第1項の規定により、別紙事実証明書、1 号証～4 号証を添え必要な措置を請求します。

1 号証

- ① 株式会社野村興産が中間処分業許可と廃棄物焼却炉の補助金を令和 5 年度の一体的取得を目指したこと。
- ② 令和 5 年7月に住民(2 名)の同意を得たこと。
- ③ 9月4日までに同意対象者1名の同意が得られなかったことから自家処理計画として焼却施設「処理フロー」計画の書類を環境対策課に提出したこと。
- ④ 焼却施設が12月7日に搬入設置されたこと。
- ⑤ 令和5年12月28日に土佐市から地元説明会の要請があったこと。

2 号証

- ① 中間処理施設から 300m 内の居住者を環境対策課と野村興産が確認した図面
- ② 同意対象者 1 名の住宅位置及び同意対象者とは無関係の 2 名の住宅位置と同意書
- ③ 同意対象者が「説明ききました」と記載した書面
- ④ 野村興産が提出した「周辺住民説明に関する追加報告」
- ⑤ 同意対象者が同意を否定した書面
- ⑥ 野村興産が差し替えた「周辺住民に説明に関する追加報告」

3 号証

- ① 補助金審査の視点
- ② 補助金審査で「許認可手続きの完了」と「周辺住民の同意」を除外したこと。
- ③ 「環境循環型社会の実現」を謳った事業計画書
- ④ 風説の流布や偽計業務妨害等を行わないとする誓約書

4 号証

- ① 新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱 7 条第 7 号(補助金の交付目的反する使用)に規定する知事の承認を受けていないこと。
- ② 高知県補助金交付規則第 10 条に規定する状況報告、調査を行っていないこと。
- ③ 高知県補助金交付規則第 5 条に基づく補助金返還条件」を付していないこと。
- ④ 株式会社野村興産に令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金2500万円を間接補助事業者(財団法人産業振興センター)から交付していること。

※注 これらの証明書類は、株式会社野村興産の中間処理業許可及びチャレンジ補助金申請に関して、県環境対策課、工業振興課及び公益財団法人産業振興センターから情報公開請求によって取得したものです。(但し、同意対象者の否認通知の一部を除く。)

令和 6 年 12 月 日

高知県監査委員様